

京都市告示第478号

京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、「市電ひろば内店舗」を供用しない日について、次のとおり臨時変更する。

令和2年12月21日

京都市長 門川 大作

区分	供用しない日	
市電ひろば内店舗	変更後	① 市電ショップ： 令和2年12月31日（木）から 令和3年1月1日（金）まで ② 市電カフェ： 令和2年12月30日（水）から 令和3年1月2日（土）まで
	現行	令和2年12月28日（月）から 令和3年1月4日（月）まで

(建設局南部みどり管理事務所)